

令和6年4月11日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

改正	現行
<p>2 送出機関の適正化 (略)</p> <p>3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定</p> <p>外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。</p> <p>旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、機構のホームページ（以下「HP」という。）に国ごとに掲載しています。</p> <p>当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。</p>	<p>2 送出機関の適正化 (略)</p> <p>3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定</p> <p><u>また</u>、外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。</p> <p>旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、機構のホームページ（以下「HP」という。）に国ごとに掲載しています。</p> <p>当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。</p>

【通し番号】2

【改正箇所】第2章 第2節 第1 監理団体の許可の流れ

改正	現行
<p>① 許可申請</p> <p>技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。<u>なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。</u>）。</p> <p>技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の<u>3か月前まで</u>に申請を行うことが推奨されます。</p>	<p>① 許可申請</p> <p>技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。）。</p> <p>技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の<u>3か月前まで</u>に申請を行うことが推奨されます。</p>

【通し番号】3

【改正箇所】第2章 第2節 第2 第1号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)

改正	現行
<p>① 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。<u>なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。</u>）。</p> <p>申請は、定められた様式によって行う必要があります。記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。</p> <p>※ 技能実習開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請については、技能実習の開始が予定日を超過してしまう可能性があります。申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。</p>	<p>① 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。）。</p> <p>申請は、定められた様式によって行う必要があります。記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。</p> <p>※ 技能実習開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請については、技能実習の開始が予定日を超過してしまう可能性があります。申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。</p>

【通し番号】4

【改正箇所】第2章 第2節 第3 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)

改正	現行
<p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。<u>なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。</u>)。</p> <p>開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定又は技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)</p> <p>※ (略)</p>	<p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)</p> <p>開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定又は技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)</p> <p>※ (略)</p>

【通し番号】5

【改正箇所】第2章 第2節 第4 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)

改正	現行
<p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。<u>なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。</u>)。</p> <p>開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定等の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)</p> <p>※(略)</p>	<p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 技能実習計画の認定申請</p> <p>認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)</p> <p>開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定等の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)</p> <p>※(略)</p>

【通し番号】6

【改正箇所】第4章 第2節 第3 (2) 従事させる業務の基準に関するもの

改正	現行
<p>○ 規則第10条第2項第2号イの要件については、個別具体的に申請があった場合において、業務の性質や実習環境等に照らし、従事させる業務が外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないことについて、確認するものです。</p> <p>技能実習生に従事させる業務が移行対象職種・作業である場合やそれと同等と評価できる場合などは、<u>原則として</u>当該要件に適合することとなります。</p> <p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】 ○ (略)</p> <p>○ 時間外労働等について 時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。<u>また、人手不足等の理由により、時間外労働等を行わせることは認められません。</u></p> <p>この原則は労働基準法第41条において労働時間等に関する規定の適用除外となっている職種・作業を含みます。</p> <p>なお、<u>技能等を修得するための</u>やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせてい</p>	<p>○ 規則第10条第2項第2号イの要件については、個別具体的に申請があった場合において、業務の性質や実習環境等に照らし、従事させる業務が外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないことについて、確認するものです。</p> <p>技能実習生に従事させる業務が移行対象職種・作業である場合やそれと同等と評価できる場合などは、当該要件に適合することとなります。</p> <p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】 ○ (略)</p> <p>○ 時間外労働等について 時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。</p> <p>この原則は労働基準法第41条において労働時間等に関する規定の適用除外となっている職種・作業を含みます。</p> <p>なお、やむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時</p>

る場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。

※ (略)

間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。

※ (略)

改正	現行
<p>○ 規則第10条第2項第3号ホの「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等しようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。</p> <p>また、「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習生が従事する予定の業務と同種の業務に外国（本国等）において従事した経験を有しない場合について、特別な事情があることを求めるものです。特別な事情としては以下①から③までの場合が該当します。</p> <p>① ～ ② （略）</p> <p>③ 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合 当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合などをいいます。この場合は、技能実習生が技能実習を行う必要性について具体的に記載した理由書（技能実習を行わせる理由書（参考様式第1-22号））を提出することが必要となります。 <p>また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、①2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識（日本語及び本邦での生活一般に関する知識は含まない。）の科目に</p>	<p>○ 規則第10条第2項第3号ホの「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等しようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。</p> <p>また、「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習生が従事する予定の業務と同種の業務に外国（本国等）において従事した経験を有しない場合について、特別な事情があることを求めるものです。特別な事情としては以下①から③までの場合が該当します。</p> <p>① ～ ② （略）</p> <p>③ 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合 当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合などをいいます。この場合は、技能実習生が技能実習を行う必要性について具体的に記載した理由書（技能実習を行わせる理由書（参考様式第1-22号））を提出することが必要となります。 <p>また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、①2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識（日本語及び本邦での生活一般に関する知識は含まない。）の科目に</p>

充てられた入国前講習である場合又は②2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習、その余の1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が技能実習と同種の業務に関連する訓練がこれに該当します。この場合、入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書（参考様式第1-29号）（②の場合にあつては、これに加えて訓練実施（予定）表（参考様式第1-34号））を提出する必要があります。

※ 入国前講習についても、入国後講習と同様に、双方向に意思疎通ができることを前提として、オンラインでの実施が可能です。

なお、規則第10条第2項第7号ハ(2)のとおり、監理団体等において、その内容が入国後講習に相当すると認めたものであること、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。

充てられた入国前講習である場合又は②2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習、その余の1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が技能実習と同種の業務に関連する訓練がこれに該当します。この場合、入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書（参考様式第1-29号）（②の場合にあつては、これに加えて訓練実施（予定）表（参考様式第1-34号））を提出する必要があります。

（新設）

改正	現行
<p>○ 各科目における留意点は次に記載するとおりです。</p> <p>① ～ ② （略）</p> <p>③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ <u>国民年金又は厚生年金の脱退一時金・医療保険の手続</u> ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、<u>労働基準法に定める妊娠・出産</u>した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、<u>育児・介護休業法に定める育児休業。</u> ・ （略） <p>④ （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>【確認対象の書類】 （略）</p> <p>【留意事項】 （略）</p> <p>【用語の解説】</p>	<p>○ 各科目における留意点は次に記載するとおりです。</p> <p>① ～ ② （略）</p> <p>③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）</p> <p>以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ 厚生年金の脱退一時金・医療保険の手続 ・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、妊娠した場合の支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金） ・ （略） <p>④ （略）</p> <p>○ （略）</p> <p>【確認対象の書類】 （略）</p> <p>【留意事項】 （略）</p> <p>【用語の解説】</p>

<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p><u>【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特例措置】</u></p> <p><u>【関係の省令の規定】</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(技能実習の内容の特例)</u></p> <p><u>第八条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「十二分の一以上」とあるのは、「十二分の一以上(機構が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、当該技能実習生が入国前講習(四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。)を受けた場合にあつては、二十四分の一以上)」とする。</u></p> <p><u>※ 令和5年6月1日に施行される令和5年法務省・厚生労働省令第2号の省令改正により、附則第8条の規定は削除されます。</u></p> <p><u>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人の国際的な移動に関する制限が講じられた場合、</u></p> <p><u>・ 入国者に対する本邦の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要することが想定されることを踏まえ、技能実習生の保護を図るため、規則第10条第2項第7号ハの適用に関し、特例措置を設けています。</u></p> <p><u>○ 具体的には、要件を満たす入国前講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合(※)であつて、技能実習生が本邦外におい</u></p>
------------------------	---

て、「45日以上の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。(令和5年5月31日までの特例措置)

※ 技能実習計画認定申請書において、入国後講習を24分の1以上に短縮する内容である場合は、入国後の待機期間中にオンラインでの入国後講習が実施できない理由を機構が申請者に確認します。

【確認対象の書類】

- ・ 入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書（参考様式1-29号）
- ・ オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した文書（様式自由）

* 「45日以上の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される入国前講習を受けている場合

【留意事項】

- ・ 特例措置の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の時間数の合計は、現行の施行規則に規定されている総時間数と同じになります。
- ・ 措置の適用を受ける場合は、各科目の入国後講習時間の合計が第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上となるようにしてください。
- ・ この場合において、入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知してください。また、「法的保護に必要な情報」の科目では、従前どおり技能実習法令、入管法令、労働関係法令、その他法的保護に必要な情報について、少なくとも各2時間ずつ実施することを目安とし、合計で8時間実施するとともに、各科目における留意点、通訳を付す場合の取扱い及び使用する教材等も、従前どおりであることに留意してください。

・ 措置の適用を受けることにより、技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないよう、監理団体等においては、単に入国前講習の時間数を増やすにとどまらず、必要に応じて教材や講習の内容等を工夫するなどして講習の質の向上に努め、技能実習開始後も技能実習生の日常生活に支障が生じていないか確認してください。

改正	現行
<p>【留意事項】</p> <p>○ 生活指導員の役割</p> <p>生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。</p> <p><u>例えば、以下の事柄等について日頃から技能実習生に周知・注意喚起することが考えられます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めること。特に、自転車の乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされている事に留意すること。</u> ・ <u>山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意すること。例えば、遊泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、基本的な事故等の防止に努めること。</u> ・ <u>日頃から体調管理に努めるとともに、体調に問題のある場合には早期に病院の受診を心がけること。</u> <p>なお、生活指導員が全ての生活指導を自ら行わなければならないものではなく、補助者を付けて生活指導をすることも可能です。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 生活指導員の役割</p> <p>生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。</p> <p>なお、生活指導員が全ての生活指導を自ら行わなければならないものではなく、補助者を付けて生活指導をすることも可能です。</p>

【通し番号】10

【改正箇所】第4章 第2節 第10 技能実習生の待遇に関するもの

改正	現行
<p><u>○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生に対し待遇を説明するに際して、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）等を提示した上で説明してください。技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、可能な限り通訳人をつけるなどし、直接、実習実施者又は監理団体の職員が技能実習生の言語で内容を詳細に説明（オンラインによる方法を含む。）した上で、技能実習生の理解を確実に得るようにしてください。その際、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成する必要があります。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>○ 技能実習生の待遇が変更となる場合にも、技能実習生に対し変更内容を説明の上、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成し、実習実施者において保管する必要があります。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>○ なお、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式1-19号）は、技能実習計画認定申請や技能実習計画軽微変更届出においては提出不要ですが実習実施者において保管する必要があります。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>○ 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式1-19号）については、電子データでの保管も可能です。</u></p>	<p>（新設）</p>

【通し番号】11

【改正箇所】第4章 第2節 第10（1）技能実習生に対する報酬の額に関するもの

改正	現行
<p>○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、例えば割増賃金率に関する記載があっても、技能実習が技能等の修得を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がある場合を除き、原則として時間外労働が行われることが想定されていないことや、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。</p>	<p>○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、<u>技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書（参考様式1-14号）を提示して説明してください。技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を確実に得ておくことが望ましいと考えられます。</u>その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、例えば割増賃金率に関する記載があっても、技能実習が技能等の修得を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がある場合を除き、原則として時間外労働が行われることが想定されていないことや、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。</p>

改正	現行
<p>○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できる必要があります。</p> <p><u>なお、適切な宿泊施設と認められるためには、前提として建築基準法上の基準を満たした「建築物」である必要があります。</u></p> <p>① ～ ③ （略）</p> <p>④ 寝室については、床の間・押入等、<u>技能実習生が実際に使用できないスペース</u>を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること</p> <p>※ （略）</p> <p><u>※ 添付の宿泊施設の見取り図において、寝室については床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き、1人当たり4.5m²以上を確保していることを明示する必要があります。</u></p> <p><u>具体的には、太枠で囲む・斜線を記載するなどにより、見取り図内のどの部分を使用するか分かるようにした上で、面積の算出根拠（見取り図内に居室の各辺の長さを記載する、空白部分に計算式を記載する等）を記載してください。</u></p> <p>⑤ ～ ⑨ （略）</p>	<p>○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できる必要があります。</p> <p>① ～ ③ （略）</p> <p>④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること</p> <p>※ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>⑤ ～ ⑨ （略）</p>

<p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 2階以上の寝室に寄宿する建物について 容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じなければなりません。すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書(参考様式第1-16号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</p> <p>(削除)</p>	<p>○ (略)</p> <p>【確認対象の書類】 (略)</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 2階以上の寝室に寄宿する建物について 容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じなければなりません。すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書(参考様式第1-16号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</p> <p><u>○ 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書について</u> <u>令和5年4月1日から、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書は、技能実習計画申請における提出は不要とし、実習実施者において保管する取扱いに変更します。</u></p>
--	---

【通し番号】13

【改正箇所】第4章 第2節 第10（3）入国後講習への専念措置に関するもの

改正	現行
<p>○ 具体的には、入国後講習期間中に技能実習生の自己負担が発生する一方で手当が支給されない場合等には、入国後講習に専念することができないことが想定されるため、食費、居住費等に自己負担がある場合に、これと同等以上の額の講習手当が支払われることが必要となります。</p> <p>【確認対象の書類】 <u>・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式1-16号）</u></p>	<p>○ 具体的には、入国後講習期間中に技能実習生の自己負担が発生する一方で手当が支給されない場合等には、入国後講習に専念することができないことが想定されるため、食費、居住費等に自己負担がある場合に、これと同等以上の額の講習手当が支払われることが必要となります。</p> <p>【確認対象の書類】 <u>・技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）</u></p>

改正	現行
<p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。</p> <p>①技能等の修得等に係る実績</p> <p>項目欄</p> <p>I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）</p> <p><u>＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。</u></p> <p><u>なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。</u></p> <p>配点欄 （略）</p> <p>II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率</p> <p><計算方法></p> <p>分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数</p> <p>分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5)×1.2</p> <p>＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。</p> <p><u>＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影</u></p>	<p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。</p> <p>①技能等の修得等に係る実績</p> <p>項目欄</p> <p>I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）</p> <p>配点欄 （略）</p> <p>II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率</p> <p><計算方法></p> <p>分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数</p> <p>分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5)×1.2</p> <p>＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。</p>

響を受け、令和2年度又は令和3年度に入
国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技
能検定等の実技試験の受検実績がない場合
は、実績がない年度に応じ、更に過去の年
度に遡って実績を記載することができる。

なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ
点数が低くなってしまう場合には、本来の直
近3技能実習事業年度の実績を記載しても差
し支えない。

* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生(上記*の特例を含む。)がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。

配点欄

(略)

Ⅲ ～Ⅳ (略)

② ～ ③ (略)

④ 法令違反・問題の発生状況

項目欄

I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)

配点欄

(略)

項目欄

II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと

配点欄

(略)

項目欄

III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること

配点欄

(略)

* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。

配点欄

(略)

Ⅲ ～Ⅳ (略)

② ～ ③ (略)

④ 法令違反・問題の発生状況

項目欄

I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)

配点欄

(略)

項目欄

II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)

配点欄

(略)

項目欄

III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)

配点欄

(略)

⑤ ~ ⑥ (略)

⑤ ~ ⑥ (略)

改正	現行
<p>○ 「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）」については、以下のとおり計算します。</p> <p>① ～ ④ （略）</p> <p><u>⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、更に過去の年度に遡って受検実績を記載する場合、遡ることができるのは令和2年度及び令和3年度に入国した技能実習生がいないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分のみになります。</u></p> <p><u>例えば、令和5年度中に申請する場合は令和4年度、令和3年度、令和2年度の実績を記載することが原則ですが、仮に、令和4年度の受検実績がない場合は、当該年度を除いて1年度遡ることができ、その場合は、令和3年度、令和2年度、令和元年度の実績を記載することになります。</u></p> <p><u>また、上記事例で、令和4年度及び令和3年度の受検実績がない場合は令和2年度、令和元年度、平成30年度の受検実績を記載することになり、令和3年度だけ受検実績がない場合は、令和4年度、令和2年度、令和元年度の受検実績を記載することになります。</u></p> <p><u>なお、当該取扱いにより本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても構いません。</u></p> <p>○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。</p> <p>① ～ ⑥ （略）</p> <p><u>⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、更に過去の</u></p>	<p>○ 「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）」については、以下のとおり計算します。</p> <p>① ～ ④ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。</p> <p>① ～ ⑥ （略）</p> <p>（新設）</p>

年度に遡って受検実績を記載する場合、遡ることができるのは令和2年度及び令和3年度に入国した技能実習生がいないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分のみになります。

例えば、令和6年度中に申請する場合は令和5年度、令和4年度、令和3年度の実績を記載することが原則ですが、仮に、令和5年度の受検実績(令和2年度入国者の分)がない場合は、当該年度を除いて1年度遡ることができ、その場合は、令和4年度、令和3年度、令和2年度の実績を記載することになります。

なお、当該取扱いにより本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても構いません。

改正	現行
<p>○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようになることが必要」と規定する基本方針の趣旨を、実効あるものとするため、昇給率が高い場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の報酬と、次段階の技能実習開始時点の報酬とを比較し、昇給率を算出します。</p> <p>具体的には、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額及び家族手当額等を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習の開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</p> <p>③ (略)</p>	<p>○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようになることが必要」と規定する基本方針の趣旨を、実効あるものとするため、昇給率が高い場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の報酬と、次段階の技能実習開始時点の報酬とを比較し、昇給率を算出します。</p> <p>具体的には、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額及び家族手当額を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習の開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</p> <p>③ (略)</p>

【通し番号】17

【改正箇所】第4章 第2節 第11 (5) 相談・支援体制に関するもの

改正	現行
<p>○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、実習先変更支援サイトを通じて受入れに協力することを推奨するものです。</p> <p>【確認対象の書類】 （略）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ <u>実習先支援サイトの掲載期限について</u> <u>実習先支援サイトへ登録していることを優良な実習実施者の要件の加点要素とするには、認定時においても引き続き掲載されている必要があるため、掲載期限に留意してください。</u></p>	<p>○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、実習先変更支援サイトを通じて受入れに協力することを推奨するものです。</p> <p>【確認対象の書類】 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正	現行
<p>○ 重要な変更をしようとする場合にあっては、当該変更を行おうとする前に、あらかじめ変更認定を受けることが必要です。変更認定を受けるためには、別表に掲げる変更事由に応じた書類の提出、監理団体の技能実習計画に係る指導、手数料の納付が必要となるほか、認定基準（法第9条）に適合し、欠格事由（法第10条）に該当しないことが求められます。</p> <p>この技能実習計画の変更認定の申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）は、申請に際して正本1通及び副本1通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。</p> <p><u>○ また、技能実習生の待遇を変更する場合には、必要に応じて通訳を付けるなどし、技能実習生に対し、変更内容を丁寧に説明した上で、改めて技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1-19号）を作成し、実習実施者において保管する必要があります。</u></p>	<p>○ 重要な変更をしようとする場合にあっては、当該変更を行おうとする前に、あらかじめ変更認定を受けることが必要です。変更認定を受けるためには、別表に掲げる変更事由に応じた書類の提出、監理団体の技能実習計画に係る指導、手数料の納付が必要となるほか、認定基準（法第9条）に適合し、欠格事由（法第10条）に該当しないことが求められます。</p> <p>この技能実習計画の変更認定の申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）は、申請に際して正本1通及び副本1通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。</p> <p>(新設)</p>

【改正箇所】第4章 第4節 技能実習計画の変更(技能実習法第11条) 表 技能実習計画の変更認定と届出の区分

改正	現行
<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄 7 技能実習の期間及び時間数</p> <p>番号欄 1</p> <p>添付書類欄 ・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 (中断後の再開の場合) <u>・申請者の概要書(参考様式第1-1号)</u> ・中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)</p> <p>※(略)</p> <p>特記事項欄 (略)</p> <p>項目欄 7 技能実習の期間及び時間数</p> <p>番号欄 2 実習時間数</p> <p>添付資料欄 (略)</p> <p>特記事項欄 ・(略) ・時間外労働又は休日労働(以下「時間外労働等」という。)は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。</p> <p>※(略)</p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄</p>	<p>表 技能実習計画の変更認定と届出の区分</p> <p>項目欄 7 技能実習の期間及び時間数</p> <p>番号欄 1</p> <p>添付書類欄 ・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 (中断後の再開の場合) <u>・(新設)</u> ・中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)</p> <p>※(略)</p> <p>特記事項欄 (略)</p> <p>項目欄 7 技能実習の期間及び時間数</p> <p>番号欄 2 実習時間数</p> <p>添付資料欄 (略)</p> <p>特記事項欄 ・(略) ・時間外労働又は休日労働(以下「時間外労働等」という。) <u>及び深夜労働</u>は原則として想定されていないが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。</p> <p>※(略)</p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄</p>

<p>2 添付資料欄 (削除)</p> <p>特記事項欄 ・金額を引き上げる場合には届出不要。</p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄 5 労働時間及び休憩</p> <p>変更認定 ○</p> <p>添付書類 ・雇用契約書及び雇用条件書の写し <u>・技能等の修得等の観点から深夜労働することが必要となる理由を説明する資料(深夜労働を含む労働時間への変更があった場合のみ)</u></p> <p>特記事項欄 <u>【労働時間に深夜時間帯を含まないものに変更する場合】</u> <u>届出が必要</u></p> <p><u>【労働時間に深夜時間帯を含むものに変更する場合】</u> <u>変更認定が必要。</u> <u>なお、深夜労働は原則として想定されていないが、技能等の修得等の観点から合理的な理由がある場合に限り、変更認定を受ける事が可能。</u></p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄 9</p> <p>添付資料欄 ・技能実習計画(別記様式第1号第2面) ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 ・宿泊施設の概要の分かる資料(見取り図※)</p>	<p>2 添付資料欄 <u>・技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書</u></p> <p>特記事項欄 ・金額を引き上げる場合には届出不要。</p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄 5 労働時間及び休憩</p> <p>変更認定 ×</p> <p>添付書類 ・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・(新設)</p> <p>特記事項欄 (新設)</p> <p>項目欄 9 技能実習生の待遇</p> <p>番号欄 9</p> <p>添付資料欄 ・技能実習計画(別記様式第1号第2面) ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 ・宿泊施設の概要の分かる資料(見取り図)</p>
---	---

<p>※ <u>寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生が同意した上で署名した意思確認書（任意様式） <p>特記事項欄 （略）</p> <p>項目欄 12 実習実施予定表</p> <p>番号欄 5 月・時間数</p> <p>添付資料欄 （略）</p> <p>特記事項欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>時間外労働等</u>は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 	<p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生が同意した上で署名した意思確認書（任意様式） <p>特記事項欄 （略）</p> <p>項目欄 12 実習実施予定表</p> <p>番号欄 5 月・時間数</p> <p>添付資料欄 （略）</p> <p>特記事項欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>時間外労働等（時間外労働や休日労働）及び深夜労働</u>は原則として想定されていないが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。
--	---

改正	現行
<p>○ (略)</p> <p>○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後<u>休業</u>等の説明等 その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。</p> <p>また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、<u>申請者の概要書(参考様式第1-1号)及び技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)</u>を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)写しを提出することも可</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後<u>休暇</u>等の説明等 その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。</p> <p>また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)写しを提出することも可能です。)</p>

能です。)。

なお、再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません)。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

なお、再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません)。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

【通し番号】21

【改正箇所】第4章 第12節 実施状況報告(技能実習法第21条)

改正	現行
<p>○ 昇給率の算出について、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額、家族手当額等を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較した昇給率を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</p> <p>【留意事項】 (略)</p>	<p>○ 昇給率の算出について、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」(給与の総支給額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)、通勤手当額、精皆勤手当額、家族手当額を除いた額)と、第2号の「基本給」を比較した昇給率を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。</p> <p>【留意事項】 (略)</p>

改正	現行
<p>○ 技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて同じ実習実施者の下で技能実習の再開を希望する場合には、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>※（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 技能実習の再開手続（技能実習変更認定申請）</p> <p>中断した技能実習を再開する場合は、<u>申請者の概要書（参考様式第1-1号）</u>及び中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を添付の上、本人の希望時期に合わせて技能実習計画の変更認定申請を行ってください。</p> <p>※（略）</p> <p>③（略）</p>	<p>○ 技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて同じ実習実施者の下で技能実習の再開を希望する場合には、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>※（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 技能実習の再開手続（技能実習変更認定申請）</p> <p>中断した技能実習を再開する場合は、中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由）を添付の上、本人の希望時期に合わせて技能実習計画の変更認定申請を行ってください。</p> <p>※（略）</p> <p>③（略）</p>

改正	現行
<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。</p> <p>そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続を進めてください。</p> <p>① (略)</p> <p>↓</p> <p>② (略)</p> <p>↓</p> <p>③ 公益認定を受けた場合 <u>(※)</u> には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。</p> <p><u>※ 監理団体の許可申請から一定の期間を経過してもなお、公益認定を受けることができない場合は、一般社団法人又は一般財団法人として、監理団体の許可申請に係る審査を行います。</u></p> <p>↓</p> <p>④ (略)。</p>	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。</p> <p>そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続を進めてください。</p> <p>① (略)</p> <p>↓</p> <p>② (略)</p> <p>↓</p> <p>③ 公益認定を受けた場合には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。</p> <p>(新設)</p> <p>↓</p> <p>④ (略)</p>

【通し番号】24

【改正箇所】第5章 第2節 第2（9）帰国旅費の負担に関するもの

改正	現行
○ <u>空港まで送迎したり、</u> 空港までの行程、空港での手続を説明 <u>したり</u> するなど、 <u>それぞれの技能実習生に応じた円滑に帰国できるための措置</u> が必要です。	○ <u>監理団体に技能実習生を空港まで送迎する義務はありませんが、技能実習生に対して</u> 空港までの行程、空港での手続を説明するなど <u>し</u> 、円滑に帰国できる <u>ようにすることが</u> 必要です。

改正	現行
<p>○ 監理団体に相談体制の構築を求める趣旨は、実習実施者において技能実習生が人権侵害行為を受けている事案など実習実施者の技能実習指導員や生活指導員などの役職員に相談できない場合において、監理団体が技能実習生を保護・支援できるようにするためです。また、監理団体に、受け入れている技能実習生の国籍（国又は地域）に応じた相談応需体制を整備させることにより、実習実施者のみでは体制整備が困難な母国語での相談を可能とするものです。</p> <p><u>なお、技能実習生への適切な相談応需体制を整備するに当たっては、監理団体において、通訳人を常勤として配置することが望まれます。</u></p>	<p>○ 監理団体に相談体制の構築を求める趣旨は、実習実施者において技能実習生が人権侵害行為を受けている事案など実習実施者の技能実習指導員や生活指導員などの役職員に相談できない場合において、監理団体が技能実習生を保護・支援できるようにするためです。また、監理団体に、受け入れている技能実習生の国籍（国又は地域）に応じた相談応需体制を整備させることにより、実習実施者のみでは体制整備が困難な母国語での相談を可能とするものです。</p> <p>（新設）</p>

改正	現行
<p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。</p> <p>②技能等の修得等に係る実績</p> <p>項目欄</p> <p>I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）</p> <p><u>* 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。</u></p> <p><u>なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。</u></p> <p>配点欄</p> <p>（略）</p> <p>II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率</p> <p><計算方法></p> <p>分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 ー うちやむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習生の受検者数</p> <p>分子：（3級合格者数+2級合格者数×1.5） ×1.2</p> <p>* 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。</p> <p><u>* 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響</u></p>	<p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。</p> <p>②技能等の修得等に係る実績</p> <p>項目欄</p> <p>I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）</p> <p>（新設）</p> <p>配点欄</p> <p>（略）</p> <p>II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率</p> <p><計算方法></p> <p>分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 ー うちやむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習生の受検者数</p> <p>分子：（3級合格者数+2級合格者数×1.5） ×1.2</p> <p>* 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。</p> <p>（新設）</p>

を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技能検定等の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。

なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。

配点欄

(略)

③法令違反・問題の発生状況

項目欄

Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと

配点欄

(略)

項目欄

Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること

配点欄

(略)

項目欄

Ⅳ 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）

配点欄

(略)

配点欄

(略)

③法令違反・問題の発生状況

項目欄

Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと (旧制度を含む。)

配点欄

(略)

項目欄

Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること (旧制度を含む。)

配点欄

(略)

項目欄

Ⅳ 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構 (旧制度では地方入国管理局) に報告した場合を除く。）

配点欄

(略)

改正	現行
<p>○ 監理団体については、監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に対しては、監理責任者等講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）の受講は義務付けられていないものの、監査を指揮する監理責任者又は指定外部役員以外の役職員についても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、当該講習の受講は効果的であることから、受講した場合に優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。</p> <p>また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。</p> <p>○（略）</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号） ・ 優良要件適合申告書・別紙1（参考様式第2-14号別紙1） * 監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し * 監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 	<p>○ 監理団体については、監理責任者以外の職員に対しては、監理責任者等講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）の受講は義務付けられていないものの、監査を指揮する監理責任者以外の職員についても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、当該講習の受講は効果的であることから、受講した場合に優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。</p> <p>また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。</p> <p>○（略）</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号） ・ 優良要件適合申告書・別紙1（参考様式第2-14号別紙1） * 監理責任者以外の職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し * 監理責任者以外の職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合

【通し番号】28

【改正箇所】第5章 第2節 第7（3） 法令違反・問題の発生状況に関するもの

改正	現行
<p>○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）」については、傘下の実習実施者が不正行為を行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意する必要があります。</p> <p>① ～ ④（略）</p>	<p>○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方出入国在留管理局）に報告した場合を除く。）」については、傘下の実習実施者が不正行為を行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意する必要があります。</p> <p>① ～ ④（略）</p>

改正	現行
<p>○ 技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行うことは、一義的には技能実習生に実習を行わせる実習実施者に求められるものですが、監理団体が技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行っている実習実施者を支援することも重要であるため、優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行うことは、一義的には技能実習生に実習を行わせる実習実施者に求められるものですが、監理団体が技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行っている実習実施者を支援することも重要であるため、優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。</p> <p><u>○ 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するもの（6）地域社会との共生に関するもの（P117）を御参照ください。</u></p>

改正	現行
<p>○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <p>・(略)</p> <p>・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等 その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。</p> <p>また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書(参考様式第1-42号)写しを提出することも可能です。)</p> <p>なお、再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用され</p>	<p>○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。</p> <p>・(略)</p> <p>・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休暇等の説明等 その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。</p> <p>また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあつては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書(参考様式第1-42号)写しを提出することも可能です。)</p> <p>なお、再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用され</p>

ません。)

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

ません。)

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

改正	現行
<p>○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 事業所の設置が適切であること</p> <p>上記(2)の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。</p> <p>ア プライバシーが確保されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所等と混在していないこと。 <p>団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所や監理団体の役職員など私人の住居と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所等とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。</p> <p>例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通ししなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。</p> <p>また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどにより、<u>相談者のプライバシーを保護すること</u>が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応す 	<p>○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 事業所の設置が適切であること</p> <p>上記(2)の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。</p> <p>ア プライバシーが確保されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所等と混在していないこと。 <p>団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所や監理団体の役職員など私人の住居と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所等とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。</p> <p>例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通ししなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。</p> <p>また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応す

ることが可能であること。

具体的には、相談応需対応を行う場所について、個室の設置、パーティション等での区分（実習実施者等の事業所と隣接している場合は、上記の措置を講ずることも含む。）により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有することが求められます。

ただし、上記の構造を有しない場合でも、予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じており、相談者のプライバシーを保護している場合は、この要件を満たしているものと認められます。

イ （略）

ウ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること

・ 事務機器設置、情報管理、来訪者対応等について適切に対応できるレイアウトが確保されていること。

単に20㎡以上確保されているだけでなく、監理事業を行うことについて、支障のないレイアウトが確保されていることが必要です。例えば、一部が遊休スペースとなっており事業所として利用されている面積が20㎡未満である場合や、来訪者対応のための適切な場所や動線が確保されていない場合は、要件を満たさないと判断される場合があります。

ることが可能であること。

具体的には、相談応需対応を行う場所について、個室の設置、パーティション等での区分（実習実施者等の事業所と隣接している場合は、上記の措置を講ずることも含む。）により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有しない場合でも、予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じている場合は、この要件を満たしているものと認めること。

イ （略）。

ウ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること

（新設）

改正	現行
<p>○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。</p> <p>① (略)</p> <p>② 実習監理に係る技能実習生の管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習監理に係る技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり） <p>ア ～ ツ (略)</p> <p>テ 既に終了した認定計画に係る前記サからチまでの事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生の履歴書（参考様式第1-3号） ・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1-14号） <p>③ ～ ⑩ (略)</p>	<p>○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。</p> <p>① (略)</p> <p>② 実習監理に係る技能実習生の管理簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習監理に係る技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり） <p>ア ～ ツ (略)</p> <p>テ 既に終了した認定計画に係る前記サからチまでの事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生の履歴書（参考様式第1-3号） ・ 雇用条件書及び雇用契約書（参考様式第1-10号） <p>③ ～ ⑩ (略)</p>

【通し番号】33

【改正箇所】第8章 第1節 第2 養成講習機関の要件

改正	現行
<p>○ 告示される養成講習機関は、以下の全てを満たすものと主務大臣が確認した機関であることが必要です。</p> <p>① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 後記第3節から第8節までに則した講習が予定されていること。</p> <p>⑥ ～ ⑦ (略)</p>	<p>○ 告示される養成講習機関は、以下の全てを満たすものと主務大臣が確認した機関であることが必要です。</p> <p>① ～ ④ (略)</p> <p>⑤ 後記第3節から第7節までに則した講習が予定されていること。</p> <p>⑥ ～ ⑦ (略)</p>

改正	現行
<p>○ 監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者及び監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、実習実施者において選任することとされている技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（以下「養成講習機関」という。）によって実施される講習（以下「養成講習」という。）を受講しなければなりません。</p>	<p>○ 監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者及び監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、実習実施者において 技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（以下「養成講習機関」という。）によって実施される講習（以下「養成講習」という。）を受講しなければなりません。</p>

【通し番号】35

【改正箇所】第8章 第2節 第1 養成講習機関の新規募集

改正	現行
<p>○ 養成講習機関の募集は、2年ごとに行います。</p> <p>※ 次の募集時期は令和7年12月1日から令和7年12月28日までとする予定です。</p>	<p>○ 養成講習機関の募集は、2年ごとに行います。</p> <p>※ 次の募集時期は令和5年12月1日から令和5年12月27日までとする予定です。</p>

改正	現行
<p>○ 養成講習機関となることを希望する者のうち、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等講習実施申込書（参考様式第5-1号）、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者講習等申込書（参考様式5-2号）を作成し、次の書類を添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本1部副本1部を提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。</p> <p>① 定款又は寄附行為の写し及び法人登記事項証明書 <u>（養成講習を実施することが事業として位置付けられているか、又は、事業に明確に含まれると解釈できるもの。）</u></p> <p>② ～ ⑨ （略）</p>	<p>○ 養成講習機関となることを希望する者のうち、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等講習実施申込書（参考様式第5-1号）、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者講習等申込書（参考様式5-2号）を作成し、次の書類を添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本1部副本1部を提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。</p> <p>① 定款又は寄附行為の写し及び法人登記事項証明書</p> <p>② ～ ⑨ （略）</p>

改正	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>第4 養成講習機関の名称等の変更 ○ (略)</p>	<p>第4 養成講習機関の更新手続</p> <p>○ 「<u>デジタル社会の実現に向けた重点計画</u>」(令和4年6月7日閣議決定)第5の1(1)①<u>デジタル完結・自動化原則</u>」として、<u>書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することとされています。そこで、令和6年度から、養成講習機関が実施する養成講習の要件に、受講申し込み、講習の実施、受講証明書の交付におけるオンライン化等のデジタル原則に対応していることを追加することとします。</u></p> <p><u>そのため、既存の養成講習機関において、オンライン化等のデジタル原則に対応していることを確認するため、監理団体を対象とした養成講習の更新を希望する者は、監理責任者等講習機関更新申込書(参考様式第5-13号)、実習実施者を対象とした養成講習の更新を希望する者は、技能実習責任者講習等機関更新申込書(参考様式第5-14号)を作成し、次の書類を添えて、令和5年12月末までに主務省庁(提出先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)に提出してください。</u></p> <p>① <u>養成講習をオンラインによる非対面方式で実施することが可能であることがわかる資料</u></p> <p>② <u>受講の申し込みをオンライン(メールによる申請を含む)により受け付けることが可能であることがわかる資料</u></p> <p>③ <u>受講証明書を電子媒体により交付することが可能であることがわかる資料</u></p> <p>○ <u>オンライン化等のデジタル原則に対応できない場合は、更新は認められません。</u></p> <p>第5 養成講習機関の名称等の変更 ○ (略)</p>

改正	現行
<p>○ 養成講習は、オンラインによる非対面方式で実施することが基本と<u>なっています</u>。オンラインによる非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めています。この場合、以下のエリア（※）に関係なく講習を実施することができます。</p> <p>しかしながら、オンラインによる非対面方式で受講できない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、オンラインによる非対面方式での実施に加え、対面による講習も実施しなければなりません。対面による講習は以下のエリア（※）単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に対面による講習を実施するエリアを申請します（複数エリアの申請が可能です）。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類（科目）ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。</p>	<p>○ 養成講習は、<u>令和6年度から</u>、オンラインによる非対面方式で実施することが基本と<u>なりません</u>。オンラインによる非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めています。この場合、以下のエリア（※）に関係なく講習を実施することができます。</p> <p>しかしながら、オンラインによる非対面方式で受講できない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、オンラインによる非対面方式での実施に加え、対面による講習も実施しなければなりません。対面による講習は以下のエリア（※）単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に対面による講習を実施するエリアを申請します（複数エリアの申請が可能です）。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類（科目）ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。</p>

改正	現行
<p>○ 受講申し込みは、オンライン（メールによる申請を含む。）により受け付けることが基本と<u>なっています</u>。しかしながら、オンライン（メールによる申請を含む。）による受講申し込みができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体により受講の申込みの申し出があった場合であっても、受講の申込みを受け付けなければなりません。</p>	<p>○ 受講申し込みは、<u>令和6年度から</u>、オンライン（メールによる申請を含む。）により受け付けることが基本と<u>なりません</u>。しかしながら、オンライン（メールによる申請を含む。）による受講申し込みができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体により受講の申込みの申し出があった場合であっても、受講の申込みを受け付けなければなりません。</p>

改正	現行
<p>○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第5－5号から第5－8号まで）を交付しなければなりません。</p> <p>受講証明書は、電子媒体により交付することが基本と<u>なっています</u>。しかしながら、受講証明書を電子媒体で交付を受けることができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体による受講証明書の交付を求められた場合には、紙媒体にて受講証明書を交付しなければなりません。</p> <p>なお、電子媒体により、受講証明書を交付する場合にあっては、偽変造防止に係る必要な措置を講ずることが求められます。具体的には、機構、主務省庁から受講証明書の偽変造に関する照会を受けた際に対応いただくことが求められます。加えて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子署名を付すことが望ましいです。</p>	<p>○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第5－5号から第5－8号まで）を交付しなければなりません。</p> <p>受講証明書は、<u>令和6年度から</u>、電子媒体により交付することが基本と<u>なります</u>。しかしながら、受講証明書を電子媒体で交付を受けることができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体による受講証明書の交付を求められた場合には、紙媒体にて受講証明書を交付しなければなりません。</p> <p>なお、電子媒体により、受講証明書を交付する場合にあっては、偽変造防止に係る必要な措置を講ずることが求められます。具体的には、機構、主務省庁から受講証明書の偽変造に関する照会を受けた際に対応いただくことが求められます。加えて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子署名を付すことが望ましいです。</p>

【通し番号】41

【改正箇所】別紙②-1 技能実習計画認定申請書類一覧・確認表(企業単独型)

改正	現行
<p>番号欄 15</p> <p>必要な書類欄 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 <u>宿泊施設の見取り図</u></p> <p>書式欄 参考様式第 1-16 号 <u>任意様式</u></p> <p>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ◎</p> <p>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ◎</p> <p>留意事項欄 ※連名可 ※第 2 号及び第 3 号申請の場合、「2. 宿泊施設」については、過去 3 年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。 <u>※宿泊施設の見取り図は、寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。</u></p> <p>申請者確認欄 有無</p> <p>番号欄</p>	<p>番号欄 15</p> <p>必要な書類欄 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書</p> <p>書式欄 参考様式第 1-16 号</p> <p>技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ◎</p> <p>技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ◎</p> <p>留意事項欄 ※連名可 ※第 2 号及び第 3 号申請の場合、「2. 宿泊施設」については、過去 3 年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。</p> <p>申請者確認欄 有無</p> <p>番号欄</p>

<p>20</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し</p> <p>書式欄 —</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 ・直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。 <u>・過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。</u></p> <p>申請者確認欄 有無</p> <p>番号欄 21</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し</p> <p>書式欄 —</p>	<p>20</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し</p> <p>書式欄 —</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。</p> <p>申請者確認欄 有無</p> <p>番号欄 21</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し</p> <p>書式欄 —</p>
--	--

<p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 <u>過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。</u></p> <p>申請者確認欄 有無</p>	<p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄</p> <p>申請者確認欄 有無</p>
---	---

【通し番号】42

【改正箇所】別紙②-2技能実習計画認定申請書類一覧・確認表(団体監理型)

改正	現行
番号欄 16	番号欄 16
必要な書類欄 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 <u>宿泊施設の見取り図</u>	必要な書類欄 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書
書式欄 参考様式第 1-16 号 <u>任意様式</u>	書式欄 参考様式第 1-16 号
技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ◎	技能実習の区分（提出の要否） 1 号欄 ◎
技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ◎	技能実習の区分（提出の要否） 2 号 3 号欄 ◎
留意事項欄 ※連名可 ※第 2 号及び第 3 号申請の場合、「2. 宿泊施設」については、過去 3 年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。 <u>※宿泊施設の見取り図は、寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。</u>	留意事項欄 ※連名可 ※第 2 号及び第 3 号申請の場合、「2. 宿泊施設」については、過去 3 年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。
申請者確認欄 有無	申請者確認欄 有無

<p>番号欄 25</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し</p> <p>書式欄 —</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 ・直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。 ・<u>過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。</u></p> <p>申請者確認欄 有無</p>	<p>番号欄 25</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し</p> <p>書式欄 —</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。</p> <p>申請者確認欄 有無</p>
<p>番号欄 26</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し</p> <p>書式欄 —</p>	<p>番号欄 26</p> <p>必要な書類欄 【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し</p> <p>書式欄 —</p>

<p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄 <u>過去3年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。</u></p> <p>申請者確認欄 有無</p>	<p>技能実習の区分（提出の要否）1号欄 ○</p> <p>技能実習の区分（提出の要否）2号3号欄 ○</p> <p>留意事項欄</p> <p>申請者確認欄 有無</p>
---	---

【通し番号】43

【改正箇所】別紙③監理団体許可申請提出書類一覧

改正	現行
<p>番号欄 12</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の建物に係る不動産登記事項証明書</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄 <u>△</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p> <p>番号欄 13</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄</p>	<p>番号欄 12</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の建物に係る不動産登記事項証明書</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄 <u>×</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p> <p>番号欄 13</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄</p>

<p><u>△</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p> <p>番号欄 14</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の平面図及び監理事業所の写真</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄 <u>△</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p>	<p><u>×</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p> <p>番号欄 14</p> <p>必要な書類欄 監理事業所の平面図及び監理事業所の写真</p> <p>様式番号欄 —</p> <p>申請の種類 新規許可欄 ◎</p> <p>申請の種類 有効期間 更新欄 <u>×</u></p> <p>申請の種類 事業区分変更(特定→一般)欄 ×</p> <p>申請の種類 事業区分変更(一般→特定)欄 ×</p> <p>留意事項欄</p>
--	--

【通し番号】44

【改正箇所】別紙④ 移行対象職種・作業の一覧

改正	現行
六 機械・金属関係（ <u>十七</u> 職種 <u>三十四</u> 作業）	六 機械・金属関係（ <u>十五</u> 職種 <u>二十九</u> 作業）
コード欄 6-15-2	コード欄 6-15-2
職種欄	職種欄
作業欄 プリント配線板製造作業	作業欄 プリント配線板製造作業
<u>コード欄</u> <u>6-16-1</u>	(新設)
<u>職種欄</u> <u>アルミニウム圧延・押出製品製造</u>	
<u>作業欄</u> <u>引抜加工</u>	
<u>コード欄</u> <u>6-16-2</u>	(新設)
<u>職種欄</u>	
<u>作業欄</u> <u>仕上げ</u>	
<u>コード欄</u> <u>6-17-1</u>	(新設)
<u>職種欄</u> <u>金属熱処理</u>	
<u>作業欄</u> <u>全体熱処理</u>	

<p><u>コード欄</u> 6-17-2 <u>職種欄</u></p> <p><u>作業欄</u> <u>表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>コード欄</u> 6-17-3 <u>職種欄</u></p> <p><u>作業欄</u> <u>部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>七 その他（<u>二十一</u>職種<u>三十八</u>作業）</p>	<p>七 その他（<u>十九</u>職種<u>三十五</u>作業）</p>
<p>コード欄 7-20-2 <u>職種欄</u></p> <p><u>作業欄</u> 空気装置検修・解ぎ装</p>	<p>コード欄 7-20-2 <u>職種欄</u></p> <p><u>作業欄</u> 空気装置検修・解ぎ装</p>
<p><u>コード欄</u> <u>7-21-1</u> <u>職種欄</u> <u>木材加工</u></p> <p><u>作業欄</u> <u>機械製材</u></p>	<p>(新設)</p>

改正	現行
<p>1（略）</p> <p>2. 雇用条件</p> <p>I. 雇用契約期間</p> <p>1. 雇用契約期間 （年 月 日 ～ 年 月 日） 入国予定日 年 月 日</p> <p>2. 契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 契約の更新はしない <input type="checkbox"/> 原則として更新する ※ 会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。</p> <p><u>3. 更新上限の有無</u> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）</p> <p>II. 就業（技能実習）の場所 <u>（変更の範囲）</u> <u>（就業（技能実習）の場所等を実際に変更する場合には、軽微変更届出書を提出する必要があることにご留意ください。）</u></p> <p>III. 従事すべき業務（職種及び作業）の内容 <u>（変更の範囲）</u> <u>（従事すべき必須・関連・周辺業務の各作業の内容を実際に変更する場合には、軽微変更届出が必要であることにご留意ください。）</u></p> <p>IV ～ IX（略）</p> <p>X. その他</p> <p>・社会保険・労働保険の加入状況（<input type="checkbox"/> 厚生年金、<input type="checkbox"/> 国民年金、<input type="checkbox"/> 健康保険、<input type="checkbox"/> 国民健康保険、<input type="checkbox"/> 雇用保険、<input type="checkbox"/> 労災保険、<input type="checkbox"/> その他（ ））</p> <p>・雇入れ時の健康診断 年 月</p> <p>・初回の定期健康診断 年 月（その後ごとに実施）</p> <p><u>・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</u> <u>部署名 担当者職氏名</u></p>	<p>1（略）</p> <p>2. 雇用条件</p> <p>I. 雇用契約期間</p> <p>1. 雇用契約期間 （年 月 日 ～ 年 月 日） 入国予定日 年 月 日</p> <p>2. 契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 契約の更新はしない <input type="checkbox"/> 原則として更新する ※ 会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。 （新設）</p> <p>II. 就業（技能実習）の場所</p> <p>III. 従事すべき業務（職種及び作業）の内容</p> <p>IV ～ IX（略）</p> <p>X. その他</p> <p>・社会保険・労働保険の加入状況（<input type="checkbox"/> 厚生年金、<input type="checkbox"/> 国民年金、<input type="checkbox"/> 健康保険、<input type="checkbox"/> 国民健康保険、<input type="checkbox"/> 雇用保険、<input type="checkbox"/> 労災保険、<input type="checkbox"/> その他（ ））</p> <p>・雇入れ時の健康診断 年 月</p> <p>・初回の定期健康診断 年 月（その後ごとに実施） （新設）</p>

<p><u>(連絡先)</u></p> <p><u>以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法</u></p> <p><u>()</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

改正	現行																																							
<p>1. 報酬等</p> <p>技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。</p> <p>(1) 技能実習生に対する報酬</p> <p><u>ア</u> 技能実習生に対する報酬</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">① 技能実習生の氏名 (略)</td> <td>ローマ字</td> <td rowspan="2">(才)(経験年)</td> </tr> <tr> <td>漢字</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 日本人労働者と同等の報酬であることの比較</p> <table border="1"> <tr> <td>①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)</td> <td> <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 入国後講習中の手当等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">講習手当 (1か月当たり)</td> <td>①支給の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有(支給額・支給内容) <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>②備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食費 (1か月当たり)</td> <td>③支給の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有(支給内容) <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>④技能実習生の負担の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有(負担内容) <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>⑤備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住費 (1か月当たり)</td> <td>⑥支給の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有(支給内容) <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>⑦技能</td> <td><input type="checkbox"/>有(負担内容)</td> </tr> </table>	① 技能実習生の氏名 (略)	ローマ字	(才)(経験年)	漢字	(略)			①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(略)		講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給額・支給内容) <input type="checkbox"/> 無	②備考		食費 (1か月当たり)	③支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給内容) <input type="checkbox"/> 無	④技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有(負担内容) <input type="checkbox"/> 無	⑤備考		居住費 (1か月当たり)	⑥支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給内容) <input type="checkbox"/> 無	⑦技能	<input type="checkbox"/> 有(負担内容)	<p>1. 報酬</p> <p>技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。</p> <p>(1) 技能実習生に対する報酬</p> <p>(新設)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">① 技能実習生の氏名 (略)</td> <td>ローマ字</td> <td rowspan="2">(才)(経験年)</td> </tr> <tr> <td>漢字</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(2) 日本人労働者と同等の報酬であることの比較</p> <table border="1"> <tr> <td>①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)</td> <td> <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	① 技能実習生の氏名 (略)	ローマ字	(才)(経験年)	漢字	(略)			①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(略)	
① 技能実習生の氏名 (略)		ローマ字		(才)(経験年)																																				
	漢字																																							
(略)																																								
①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																							
(略)																																								
講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給額・支給内容) <input type="checkbox"/> 無																																						
	②備考																																							
食費 (1か月当たり)	③支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給内容) <input type="checkbox"/> 無																																						
	④技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有(負担内容) <input type="checkbox"/> 無																																						
	⑤備考																																							
居住費 (1か月当たり)	⑥支給の有無	<input type="checkbox"/> 有(支給内容) <input type="checkbox"/> 無																																						
	⑦技能	<input type="checkbox"/> 有(負担内容)																																						
① 技能実習生の氏名 (略)	ローマ字	(才)(経験年)																																						
	漢字																																							
(略)																																								
①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 (略)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																							
(略)																																								

	実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 無
	⑧形態	<input type="checkbox"/> 寮(寄宿舍) ・ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他()
	⑨名称	
	⑩所在地	〒 (電話)
	⑪規模	面積(m ²)、収容人員(人)、1人当たり居室(m ²)
⑫その他		

(注意)

1 ⑫その他は講習手当、食費及び居住費以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2. 宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

確認事項	措置の有無	特記事項
(略)		
④寝室については、床の間・押入等、 <u>技能実習生が実際に使用できないスペース</u> を除き、1人当たり4.5m ² 以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があつて、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。）、室面積の7分の1以上の有効採光面積	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

2. 宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

確認事項	措置の有無	特記事項
(略)		
④寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m ² 以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があつて、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。）、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じ	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること			ていること		
(略)			(略)		

改正	現行
<p>1 技能等の修得等に係る実績</p> <p>I</p> <p>① 分母 計 名 (A+B)</p> <p>A 現行制度</p> <p>第1号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>B 旧制度</p> <p>第1号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。</p> <p><u>□新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。</u></p> <p><u>(年度 / 年度 / 年度)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>II ①分母 計 名 (A+B)</p> <p>A (略)</p> <p>B 第3号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。</p> <p><u>□新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度</u></p>	<p>1 技能等の修得等に係る実績</p> <p>I</p> <p>① 分母 計 名 (A+B)</p> <p>A 現行制度</p> <p>第1号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>B 旧制度</p> <p>第1号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。</p> <p>(新設)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>II ①分母 計 名 (A+B)</p> <p>A (略)</p> <p>B 第3号修了者 名ーやむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。</p> <p>(新設)</p>

<p>における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。</p> <p>(年度 / 年度 / 年度)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p>
--	----------------

改正				現行			
参考様式第2-14号(規則第27条第1項第13号関係)(日本産業規格A列4) 優良要件適合申告書(監理団体) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条に定める基準を満たすことについて申告します。				参考様式第2-14号(規則第27条第1項第13号関係)(日本産業規格A列4) 優良要件適合申告書(監理団体) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条に定める基準を満たすことについて申告します。			
記				記			
項目	点数	内容		項目	点数	内容	
1 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 実 施 状 況 の 監 査 そ の 他 の 業 務 を 行 っ た 体 制	(略)	(略)	(略)	1 団 体 監 理 型 技 能 実 習 の 実 施 状 況 の 監 査 そ の 他 の 業 務 を 行 っ た 体 制	(略)	(略)	(略)
	Ⅲ		監理団体の 役 職員(監理責任者及び指定外部役員を除く、監査担当者)の講習受講割合 $\frac{\text{講習受講者名}}{\text{役員名}} \times 100 = \underline{\quad}\%$ ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿(別紙1)を添付すること。		Ⅲ		監理団体の職員(監理責任者を除く、監査担当者)の講習受講割合 $\frac{\text{講習受講者名}}{\text{職員名}} \times 100 = \underline{\quad}\%$ ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿(別紙1)を添付すること。
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
2 技 能 等 の 修 得 等 に 係 る 実 績	I		① 分母 計 <u> </u> 名(A+B) A 現行制度 第1号修了者 <u> </u> 名 - やむを得ない不受検者 <u> </u> 名 = <u> </u> 名 B 旧制度 第1号修了者 <u> </u> 名 - やむを得ない不受検者 <u> </u> 名 = <u> </u> 名 ※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受	2 技 能 等 の 修 得 等 に 係 る 実 績	I		① 分母 計 <u> </u> 名(A+B) A 現行制度 第1号修了者 <u> </u> 名 - やむを得ない不受検者 <u> </u> 名 = <u> </u> 名 B 旧制度 第1号修了者 <u> </u> 名 - やむを得ない不受検者 <u> </u> 名 = <u> </u> 名 ※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受

		<p>検者名簿(別紙3)を添付すること。</p> <p><u>□新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。</u></p> <p><u>(年度 / 年度 / 年度 / 年度)</u></p>			<p>検者名簿(別紙3)を添付すること。</p> <p>(新設)</p>
		②(略)			②(略)
		③(略)			③(略)
	II	<p>① 分母 計 名(A+B)</p> <p>A 第2号修了者 計 名(a+b)</p> <p>a 現行制度 第2号修了者 名</p> <p>— やむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>b 旧制度 第2号受検者 名</p> <p>※旧制度について、平成 29 年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。</p>		II	<p>① 分母 計 名(A+B)</p> <p>A 第2号修了者 計 名(a+b)</p> <p>a 現行制度 第2号修了者 名</p> <p>— やむを得ない不受検者 名 = 名</p> <p>b 旧制度 第2号受検者 名</p> <p>※旧制度について、平成 29 年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。</p>
		点			点

		<p>B 第3号修了者数_名 — やむを得ない不受 検者__名 =__名 ※やむを得ない不受検 者がある場合には、A 及びBそれぞれについ て、やむを得ない不受 検者名簿(別紙3)を添 付すること。</p> <p><u>□新型コロナウイルス 感染症に関する水際 対策に係る日本への 入国制限の影響によ り、当該年度における 実績がなく、更に過去 の年度に遡って実績を 記載する場合は、左記 □にチェックを入れた 上で、記載した実績の 年度を下記のカッコに 記載すること。</u> (____年度 / ____年度 / ____年度)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>B 第3号修了者数_名 — やむを得ない不受 検者__名 =__名 ※やむを得ない不受検 者がある場合には、A 及びBそれぞれについ て、やむを得ない不受 検者名簿(別紙3)を添 付すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
	Ⅲ	<p>① 2級又は3級程度 の学科試験の合格者 <u>(無・有)</u> ※ 受検技能実習生 名簿(別紙2)を添付す ること。</p> <p>② 合格者を輩出した 実習実施者 <u>(なし・1 実習実施者・2実習実 施者以上)</u></p> <p>点</p>	Ⅲ	<p>① 2級又は3級程度 の学科試験の合格者 <u>計名</u> ※ 受検技能実習生 名簿(別紙2)を添付す ること。</p> <p>② 合格者を輩出した 実習実施者 <u>計実習 実施者</u></p> <p>点</p>	

	(略)	(略)	(略)
3 法令違反・問題の発生状況	(略)	(略)	(略)
	IV		<p>① 実習認定の取消しの割合 実習認定の取消し_ 機関 ÷ <u>直近過去3年</u> 以内に実習監理を行った実習実施者_機関 × 100 = <u>%</u>(小数点第2位以下切捨て) (実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した_件を除く)</p> <p>② 改善命令_件(機関数) ÷ <u>直近過去3年</u> 以内に実習監理を行った実習実施者_機関 × 100 = <u>%</u>(小数点第2位以下切捨て) (改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した_件を除く)</p>
	(略)	(略)	(略)

(注意)

1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。

2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。

3 「4相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

(削除)

	(略)	(略)	(略)
3 法令違反・問題の発生状況	(略)	(略)	(略)
	IV		<p>① 実習認定の取消しの割合 実習認定の取消し_ 機関 ÷ <u>対象事業年度</u> 内に実習監理を行った実習実施者_機関 × 100 = <u>%</u>(小数点第2位以下切捨て) (実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した_件を除く)</p> <p>② 改善命令_件(機関数) ÷ <u>対象事業年度</u> 内に実習監理を行った実習実施者_機関 × 100 = <u>%</u>(小数点第2位以下切捨て) (改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した_件を除く)</p>
	(略)	(略)	(略)

(注意)

1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。

2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。

3 「4相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

4 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">合計点</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; text-align: right; padding: 5px;">点</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">4 加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合があります。</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>(削除)</u></p> <p style="margin-top: 20px;">以上の記載内容は事実と相違ありません。年 月 日作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名</p>	合計点	点	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">合計点</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; text-align: right; padding: 5px;">点</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">5 加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合があります。</p> <p style="margin-top: 20px;">※ 加点表の適用希望(旧(72/120) ・ 新(90/150))</p> <p style="margin-top: 20px;">以上の記載内容は事実と相違ありません。年 月 日作成 申請者の氏名又は名称 作成責任者 役職・氏名</p>	合計点	点
合計点					
点					
合計点					
点					

【通し番号】49

【改正箇所】参考様式第2-16号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

改正				現行			
団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (略)				団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (略)			
2 漁業関係 (2 職種 <u>10</u> 作業)				2 漁業関係 (2 職種 <u>9</u> 作業)			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
2-1-8	(略)			2-1-8	(略)		
<u>2-1-9</u>	<u>漁業</u>	<u>棒受網漁業</u>		<u>(新設)</u>			
2-2-1	(略)			2-2-1	(略)		
(略)				(略)			
4 食品製造関係 (11 職種 <u>18</u> 作業)				4 食品製造関係 (11 職種 <u>16</u> 作業)			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
4-4-3	(略)			4-4-3	(略)		
<u>4-4-4</u>	<u>非加熱性水産加工食品製造業</u>	<u>調理加工品製造</u>		<u>(新設)</u>			
<u>4-4-5</u>	<u>非加熱性水産加工食品製造業</u>	<u>生食用加工品製造</u>					
4-5-1	(略)			4-5-1	(略)		
6 機械・金属関係 (<u>17</u> 職種 <u>34</u> 作業)				6 機械・金属関係 (<u>15</u> 職種 <u>29</u> 作業)			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
(略)				(略)			
<u>6-16-1</u>	<u>アルミニウム</u>	<u>引抜き加工</u>		<u>(新設)</u>			
<u>6-16-2</u>	<u>圧延・押</u>	<u>仕上げ</u>					

	<u>出製品製造</u>		
<u>6-17-1</u>	<u>金属熱処理業</u>	<u>全体熱処理</u>	
<u>6-17-2</u>		<u>表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)</u>	
<u>6-17-3</u>		<u>部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)</u>	

<u>(新設)</u>			
-------------	--	--	--

7 その他(21職種 38作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
(略)			
<u>7-21-1</u>	<u>木材加工</u>	<u>機械製材</u>	

(略)

99 社内検定型の職種・作業 (2職種・4作業)

7 その他(20職種 37作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
(略)			
<u>(新設)</u>			

(略)

99 社内検定型の職種・作業 (2職種・4作業)

改正		現行	
2 事業年度別収支状況		2 事業年度別収支状況	
①監理費の種類		①監理費の種類	
I 総計		I 総計	
II 職業紹介費	計	II 職業紹介費	計
	<u>募集・選抜に要する費用</u>		<u>人件費</u>
	<u>健康診断費用</u>		<u>交通費</u>
	外国の送出国機関へ支払う費用		外国の送出国機関へ支払う費用
	<u>その他の職業紹介に要する費用</u>		その他 ()
III 講習費	計	III 講習費	計
	<u>入国前講習に要する費用</u>		<u>施設使用料</u>
	<u>入国後講習に要する費用</u>		<u>講師及び通訳への謝金</u>
	<u>入国後講習における手当</u>		<u>教材費</u>
	(削除)		<u>技能実習生に支給する手当</u>
<u>その他の講習に要する費用</u>	その他 ()		
IV 監査指導費	計	IV 監査指導費	計
	<u>監査に要する費用</u>		<u>人件費</u>
	<u>訪問指導に要する費用</u>		<u>交通費</u>
	<u>その他の監査指導に要する費用</u>		その他 ()
V その他諸経費	計	V その他諸経費	計
	<u>来日渡航費</u>		()
	<u>一時帰国のための渡航費</u>		()
	<u>帰国のための渡航費</u>		()
	<u>事務所経費</u>		(新設)
	<u>上記以外の費用</u>		(新設)

【通し番号】51

【改正箇所】参考様式第 5-13 号 監理責任者等講習機関更新申込書

改正	現行									
(削除)	<p>参考様式第 5-13 号 (日本職業規格 A 附 4)</p> <p style="text-align: center;">監理責任者等講習機関更新申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 御中</p> <p style="text-align: center;">申込者名 (実施機関名) 代表者名 住 所 電話番号</p> <p>監理責任者等講習の実施機関としての更新を申し込みます。</p> <p>実施希望エリア (希望するものに○をすること)</p> <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td>北海道・東北エリア</td><td>関東エリア</td><td>中部・北陸エリア</td></tr><tr><td>近畿エリア</td><td>中国エリア</td><td>四国エリア</td></tr><tr><td>九州エリア</td><td></td><td></td></tr></table> <hr style="border: 1px solid red;"/>	北海道・東北エリア	関東エリア	中部・北陸エリア	近畿エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		
北海道・東北エリア	関東エリア	中部・北陸エリア								
近畿エリア	中国エリア	四国エリア								
九州エリア										

【通し番号】52

【改正箇所】参考様式第 5-14 号 技能実習責任者講習等機関更新申込書

改正	現行									
(削除)	<p style="text-align: right;">(日本農業規格 A 列 4)</p> <p>参考様式第 5-14 号</p> <p style="text-align: center;">技能実習責任者講習等機関更新申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官室 御中</p> <p style="text-align: center;">申込者名 (実施機関名) 代表者名 住 所 電話番号</p> <p>実習実施者向け講習 (技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習) の実施機関としての更新を申し込みます。</p> <p>実施希望エリア (希望するものに○をすること)</p> <table border="0"><tr><td>北海道・東北エリア</td><td>関東エリア</td><td>中部・北陸エリア</td></tr><tr><td>近畿エリア</td><td>中国エリア</td><td>四国エリア</td></tr><tr><td>九州エリア</td><td></td><td></td></tr></table>	北海道・東北エリア	関東エリア	中部・北陸エリア	近畿エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		
北海道・東北エリア	関東エリア	中部・北陸エリア								
近畿エリア	中国エリア	四国エリア								
九州エリア										